

# 特許紛争における多様な紛争解決制度の見方

——中国特許紛争の増加を背景として——

古 谷 真 帆\*

**抄 録** 特許紛争を解決する方式は交渉、調停、仲裁から訴訟まで多様であり、各国でいずれの手續が発展しているかも一様ではない。本稿は、中国における特許訴訟の増加や仲裁等の裁判外紛争手續（以下、ADRとする。）の近時の動向を中心に、米国や欧州の域内の紛争解決の動向、また、国境を越える紛争及び国際機関における紛争解決について可能な限り統計的な数字を参照しつつ全体の動向を鳥瞰するものである。日本企業がいずれの地で特許訴訟を提起するか、また、提訴されるかは、各社の知財戦略に基づく判断及びその結果であるところ、特許の捉え方、訴訟の捉え方をはじめ、各国に固有な事情や近時の状況を踏まえる必要がある。また、中国の動向について、他国での常識とされている前提が通用しないことも考えられ、固定観念にとらわれず、現状をみるのが重要で、その上で紛争解決の国際的な戦略を立てていくことが求められる。

## 目 次

1. はじめに
2. 中国における知財紛争の増加
3. 多様な紛争解決制度をみる視点
4. 紛争解決の各国事情
  4. 1 中 国
  4. 2 米 国
  4. 3 欧 州
5. 国境を越える特許紛争における仲裁・調停の動向
  5. 1 外国判決の承認及び執行に向けた取組み
  5. 2 国境に拘束されない紛争解決方式としての仲裁
  5. 3 国際的な仲裁機関
6. おわりに

## 1. はじめに

全世界における特許出願件数は、1996年の約102万件<sup>1)</sup>から2017年には約317万件へと約3倍に増加した。その中でも、アジア地域の割合の増加は顕著で、殊に中国の特許出願件数は、2017年で、138万1,594件（全体の43.6%）とな

っている<sup>2)</sup>。知財権の有効活用が強調される中、世界的な特許出願件数の増加は特許紛争の増加の要因となることは容易に想像できる。併せて、中国の存在感が急激に増したことにより、知財世界における従来の日米欧を中心としたパワーバランスに新たな風が吹き込まれている。

## 2. 中国における知財紛争の増加

では、存在感を増す中国の知財紛争（主に特許、商標、著作権）についてみると、2019年4月に公表された「中国法院知的財産司法保護状況（2018）」によれば、2018年に人民法院が、一審、二審及び再審において受理した知財事件は、33万4,951件（前年比41.19%増）で、判断がされた事件は31万9,651件（前年比41.64%増）となっている。その中で民事第一審事件において特許事件は2万1,699件（前年比35.53%増）、

\* 日本知的財産協会 政策グループ 主任  
東京大学未来ビジョン研究センター 客員研究員  
法学博士 Maho FURUYA

商標事件は5万1,998件（前年比37.03%増）、著作権事件は19万5,408件（前年比42.36%増）であった<sup>3)</sup>。

2017年における日本の知財事件は、地裁で新受692件、既済510件、知財高裁で新受341件（審決取消訴訟を含む）、既済376件であり、米国では、2017年の会計年度（2016年10月～2017年9月）に知財事件の新受1万768件（うち特許事件4,182件）<sup>4)</sup>、既済1万1,963件（うち特許事件4,813件）<sup>5)</sup>となっている。それぞれの国の審級制度、事件類型の分け方、統計の取り方の違いがあるが、中国での知財訴訟が急増し、今後も続く可能性が高いことは明らかであり、日本企業が事業活動する上で、訴訟対策をはじめとして知財紛争への事前対策は避けて通れない喫緊の課題となっている。

### 3. 多様な紛争解決制度をみる視点

#### (1) 紛争解決制度とは？

そもそも紛争解決制度といっても、その内容には様々なものがある。紛争解決制度との表題で議論していたとしても、その前提とする内容や具体的事例が論者によって異なることはある。さしあたり、①紛争解決機関の中立性と②解決基準の正当性という2つの特徴を兼ね備えていることが社会的に正当なものとみなされる紛争解決制度であるとされる。これらの特徴を兼ね備えた紛争解決制度も多種多様であるが、日本国内で裁判所が関与する公的な制度として、①調停、②仲裁、③民事訴訟がある<sup>6)</sup>。国際的事件の文脈では、超国家機関として司法権を独占している機関が存在しないことから、ただちに、国内のアナロジーとして紛争解決方式を比較することは困難であるし、各国の裁判制度や裁判外紛争解決制度（以下、ADRとする。）の捉え方も一様ではない。

#### (2) 紛争解決制度の類型の捉え方

しかしながら、日本国内だけではなく、国際会議等で議論する場合に、紛争解決の主な類型として、訴訟、仲裁、調停、交渉が存在し、①拘束力ある第三者の判定につき、その権威が当事者の合意に基づくか否かで仲裁と訴訟が区別され<sup>7)</sup>、②強制的な裁定権限をもたない第三者が関与するか否かで、調停と仲裁・訴訟が区別されるという考え方自体は通有性があるものとみられている。

②について、調停と仲裁の区別につき、調停の特質を「結果の合意」とし、仲裁の特質を「前提の合意」と表現されることもあり<sup>8)</sup>、調停は、「解決案」につき合意がなされるか否かが重点であり、仲裁は「解決手続」につき合意がなされるか否かが重要であると表現されることもある<sup>9)</sup>。②について、別の点からみれば、第三者が強制的な裁定権限を有している訴訟や仲裁は必ず紛争に一定の解決がもたらされるが、調停では紛争が解決されないままに終わる可能性があるということになり、訴訟では裁判官を選べないが、仲裁や調停では第三者を当事者が選ぶことができるという点も指摘できる。

解決基準の正当性という点について、訴訟は実体法を適用して解決されることが要求され、仲裁は、当事者の合意または仲裁廷の選択による法、および衡平と善などを事実に応用して判断を形成されることが要求される（仲裁法36条参照）。これらに対し、調停では解決基準として法を適用することは要求されておらず、条理に反しない限りは、法と異なった内容の調停案も許容される<sup>10)</sup>。

紛争解決機能の点から見た紛争解決結果の効力については、日本を例にとれば、調停には、裁判上の和解と同一の効力（民事調停法16条等参照）、すなわち確定判決と同一の効力が与えられるところ、ここに執行力は含まれるが、既判力は含まれないと考えられている。また、仲

裁には確定判決と同一の効力が与えられていて(仲裁法45条1項本文)、既判力を有するとされているが、執行決定を得なければ、執行力が認められない<sup>11)</sup>とされる。

### (3) 紛争解決制度の選択における企業戦略

上記のような特徴に加え、企業としては、時間と費用の観点、相手方との紛争案件以外の取引関係、紛争を抱えていること自体のレピュテーションリスクを考慮して、各企業内の経営者、事業部、法務部、知財部の力関係を踏まえた意思決定過程を経て、各紛争に適した紛争解決制度を選択することとなる。

一般的には、①訴訟、②仲裁、③調停、④交渉の順に、費用と時間がかかるといわれている<sup>12)</sup>。ただし、近時は、米欧中の各国が特許訴訟の制度を競って、訴訟を呼び込む動きがあり、訴訟だから時間がかかるといった状況には変化がみられる。

民事訴訟法上、原則として6か月以内に手続きを終わらせる必要がある中国は別論、審理期間の短縮については、現状多くの国において、仲裁や調停と比較して第一審の判決が出るまでの審理期間が特別に長いということはいえない状況となりつつある<sup>13)</sup>。当然ながら、上訴のリスクや執行の容易性など具体的な紛争終結までの全体の長短を検討することは不可欠である。

### (4) 訴訟と仲裁の排他的関係

上記のような特徴の帰結として、訴訟と仲裁は相互に排他的であり、仲裁合意がある事件で訴訟が起こされれば、仲裁合意の存在は防訴抗弁として、その訴えが却下される。実際には、提訴後に被告となった会社から防訴抗弁が提出され、仲裁合意の有効性、当該事案の該当性について審理判断がされる。防訴抗弁を認めない場合に中間的な判断をするか、被告となった会社が仲裁合意に基づいて仲裁申立をした場合の

両手続きの並走の場合の対応については、各国の裁判実務によって運用が分かれる。調停は、手続きの性質上、仲裁・訴訟のいずれとも親和的で、仲裁申立後の調停(更にその後の仲裁への復帰)、訴訟申立後の付調停(更にその後の訴訟への復帰)といった形で手続きが重畳的に行われ得る。

### (5) 紛争発生前の決断の重要性(訴訟 or 仲裁)

企業の戦略としては、日本企業は一般的にビジネスを始める段階で紛争発生時を念頭に置いて契約条項を詳細に定めるという慣行がなく、紛争になった事態を見越して仲裁合意をすることは難しいという声も聞かれる。しかし、紛争解決方式の決断は紛争が起きてからでは手遅れである。

これまでに述べた紛争解決方式の特徴から明らかとなっており、紛争前の段階で、最終的な紛争解決方式として仲裁を選ぶか、訴訟を選ぶかの二択が大きな決断事項である。特許訴訟を起こす場合には、市場規模、勝訴の見込み、予想される裁判所の審理方式や損害額、訴訟手続の時間と費用の見込み等を考慮して、最も相手会社に致命傷となる提訴地を選択するであろうし、自社が訴訟を起こされる場合もその逆で最も厳しい国や地方で受けて立つことになる。

自社が訴訟を提起する場合には、訴訟の中の保全処分や相手方の応答を強制できるので確実であるし、提訴されれば、欠席判決のリスク等もあるので、被告となった会社は応訴を強いられることとなる。

他方で、有効な仲裁合意があれば、自社に不利な場所での訴訟は回避できる。自社に有利な仲裁人や仲裁規則を選ぶことができるか、時間と費用がどの程度見込まれるか、などが仲裁合意を事前に行うにあたっての決断事項となる。米国では、集団訴訟(クラスアクション)や陪審を避けるために仲裁合意がされるものの、後

に仲裁合意の範囲が訴訟の争点とされることも少なくない現状にあり、仲裁合意を戦略的に活用するマインドは日本企業の知財戦略においても更に考慮されてよいと感じられる。

特許侵害の類型について、事前に仲裁合意を締結しているということは難しいとの指摘もある。

しかし、特許侵害等の類型を呼び込みたい仲裁センターとしては、例えば、仲裁申立自体は合意なしで認めて、相手方が仲裁に応じた場合には、そこで合意があったものとして仲裁をすすめるなどの手続きなどの運用も始まっている。

#### (6) 調停の積極的活用（ビジネス志向の解決）

特許関係の紛争も、企業のビジネス全体の一場面に過ぎず、相手方との取引全体の一部であって、その一部の紛争が原因で他の取引を止めなくてはならない事態となったり、第三者による裁定である訴訟や仲裁の結果が、二者のビジネス関係全体を考慮しないものであったりするという大いにあり得る。

そのような懸念を考慮して、特許紛争を調停によって解決するという方式も注目されている。次章の米国のところでも触れるが、米国では、ビジネス志向の紛争解決方式として調停をとらえ、企業規模や業界など紛争の類型に応じた調停内容の検討が進んでいる。そのような中で連邦司法センターが中心となって作成したPATENT MEDIATION GUIDE<sup>14)</sup>（2019年1月公表）は、現在の米国における特許調停の到達点を知る最良の資料となっている。

もともと、日本では紛争が起こっても、訴訟により解決を求めることが権利を実現する、あるいは企業担当者の選択として最善の手段とされない雰囲気がある中<sup>15)</sup>、当事者の自発的歩み寄りを促す手続である調停は日本企業の嗜好にも合うと考えられる。国内知財事件というより、むしろ規模の大きい国際的な知財事件での調停の活用は、今後更に積極的な方向で検討が進む

ことが見込まれる。つまり、紛争当事者二者での交渉ではなく、第三者が調停者として調停の場を提供し、紛争解決の「結果の合意」を醸成していく調停手続は、前述のように、訴訟や仲裁とも両立する解決手段であり、まさに未来志向型の紛争解決といえる。

#### (7) 仲裁による一回的解決の外延

なお、実際の紛争では、仲裁が一回的解決といわれていても、仲裁手続だけで決着がつくわけではなく、①仲裁合意の有効性、範囲が争われる場合、②仲裁合意の防訴抗弁として訴訟の阻止を求める場合<sup>16), 17), 18)</sup>、③仲裁手続違反<sup>19)</sup>、④コモンローの国で訴訟差止命令が求められる場合<sup>20)</sup>、⑤仲裁裁定後に仲裁取消が求められる場合<sup>21)</sup>、⑥仲裁裁定の執行の阻止<sup>22), 23)</sup>など、多くの場面でその仲裁に対して争う手段は与えられている。

#### (8) 保全処分 of 申立ての決断

また、紛争の最初の時点で、保全処分を仲裁法廷に求めるか、国家の裁判所に求めるか、両方に求めるか。仲裁廷による暫定措置又は保全措置が認められる（日本の仲裁法24条、国際連合国際商取引法委員会（以下、UNCITRALとする。）モデル仲裁規則17条）とともに、仲裁契約が存在する事項について国家裁判所が保全命令を出すこともできる<sup>24)</sup>。

## 4. 紛争解決の各国事情

特許訴訟制度を持たない国は基本的にはない。訴訟も仲裁もその目的は紛争の解決にあるところ、訴訟での紛争解決で足りるのであれば仲裁等のADRを利用して紛争を解決する方法は不要ともいえる。その国で、訴訟での紛争解決に何を望むか、仲裁を含むADRがいかにか発展していくかは、まさにその国の訴訟制度の在り方と密接に関連しているところ、前章の視点

を踏まえて、各国及び国際機関における紛争解決の現状を通覧したい。

## 4. 1 中 国

### (1) 特許訴訟の激増と政府による取組み

#### 1) 特許訴訟の激増

前述したとおり、中国では、特許出願件数や特許付与件数の増加だけではなく訴訟件数の増加も顕著である。中国全体として、知財事件の審理改善に取り組み、国際知的財産権紛争解決の「優先選択地」とされることを目指している状況ではあるが、新規提訴の多くは中国国内の紛争であり、中国企業同士の訴訟もあれば、外国企業が中国企業を提訴することもある。

中国の訴訟動向については、現在は網羅的なデータベースが存在していないことから、現在の訴訟の増加の原因、当事者の構成、勝訴率等は、更なる検討を待つことになる。しかしながら、2006年～2011年の471件の特許侵害訴訟を検討した論考<sup>25)</sup>では、件数が多かった順に北京123件のうち46%、広州88件のうち56%、上海55件のうち73%で、それぞれ侵害が肯定されたとの結果を報告している。本論考の中では、外国企業が被疑侵害者よりは特許権利者側で提訴している割合が多く、その場合の侵害が認められた割合は、中国国内企業と差がないといった点も指摘し、中国の裁判所が保護主義に陥っているわけではないとの結論を提示している<sup>26)</sup>。

他方で、中国で特許案件を担当する弁護士からは、欧米との訴訟文化の差異も指摘されている。欧米では、訴訟の提訴自体、紛争を抱えていること自体が公になることによるレピュテーションリスクを織り込んで紛争対応が行われ、実際に訴訟に至るものが少ないといわれているが、中国の場合には、競合他社や著名な会社に対して何らの事前交渉なしに自社が特許権利者であると主張して提訴し、権利を主張していること自体を公にすることで自社の優位性を強調

したり、相手方の会社の評判を下げようという戦略がとられることが少なくないという。そしてこのような場合は、和解などの余地はおおよそなく、判決、上訴などまで徹底的に争われる傾向がみられるという。

揺れ動く中国の特許訴訟の動態について、その詳細な検証は今後の課題であるが、次に紹介するように、最高人民法院も政府も特許訴訟などの知財訴訟の活性化を推進する一方で、激増の結果、裁判所側のキャパシティを超える状況ともなっており、その解消策として特許仲裁等のADRの方策も積極的に検討されているという実態がある。

中国の特許訴訟の動向は、量的にも質的にも欧米や日本での経験則で測れない部分もあり、その実態を客観的に見極める必要性が高いといえる。

#### 2) 最高人民法院等の取組み

全国の裁判所には300の知的財産審判廷があり、3,000人の裁判官、2,000人の司法補助職員が現在の中国の知財裁判を支えていると同時に、司法の新たな課題に対する調査研究基地を設立している。最高人民法院としては、司法解釈の制定、案例指導（個別案件に対する審理のサポート）を実施し、また、国際知的財産権分野における中国の裁判所の影響力強化のため、最高人民法院は知財事件に関する年次報告書を英語でも公表している。「中国知的財産権司法保護綱要（2016-2020）」で、最高人民法院は「西洋先進国が300年あまり歩んできた道を30年あまりの時間で、融合、創新、自主発展と自己改善の中国の道を歩んできた」と述べている。

#### 3) 国務院等の取組み

政府も特許訴訟の強化に力を入れており、2018年2月27日、中国共産党と国務院は共同で「知識産権裁判分野の改革イノベーションの若干問題に関する意見」を発表した<sup>27)</sup>。その中では、特許権者の立証責任を緩和する手段、填補

賠償及び懲罰的賠償による損害算定、それによる侵害者が嚴重に罰せられる社会的雰囲気創出、審理期間の短縮、知財司法保護の主導的役割の更なる発揮などが提言されている。2014年には北京、上海、広州の3つの知的財産法院が創設されているところ、最高人民法院に二審を集約するなど上訴審理メカニズムも検討するとされている。なお、中国における知財訴訟の損害賠償額は米国に比べて低いが、既に中国では、懲罰的損害賠償が適用された事例がある<sup>28)</sup>。

2018年10月の第13期全国人民代表大会常務委員会第6回会議では「専利などの知的財産権事件の訴訟手続の若干問題に関する決定」が定められた。その中では、当事者が、発明、実用新案等の専門的、技術的な要素が強い民事事件及び行政事件の判決及び決定に不服の場合、最高人民法院に上訴することができるものとされた。また、知的財産権事件審理に係る特別手続法の制定も検討されて、中国全体として、知的財産権事件の審理改善に取り組み、国際的な知的財産権に関わる紛争解決の「優先選択地」とされることを目指している状況にある。

## (2) 中国の仲裁

### 1) 特許仲裁の促進への取り組み

各級裁判所は、知財事件の件数が激増している中、裁判所の態勢が整っていないという状況にある。他方で、仲裁が利用されている知的財産権紛争は限定されている。仲裁機関が審理する仲裁事件は、特許マネジメント、技術サービス、技術移転、技術コンサルティング、出版、著作権等の契約紛争で、知的財産権の侵害紛争に係る事件は少なく、知的財産権の有効性に係る事件はないなど、受理している事件の類型が比較的同種の事件が多くなっている。貿易仲裁委員会の例でいえば、2014年から2016年までの知的財産権紛争事件における契約紛争は87.5%、専門知財仲裁機関の受理した事件の中で、契約

の争いに係る事件が平均50%を超えており、仲裁機関によっては知的財産権に係る事件の受理範囲を知的財産権契約に係る紛争に直接限定している機関もある。他方で、上海知的財産仲裁院では、受理事件の範囲を「知的財産権紛争に係る仲裁事件を受理する」と規定している。現時点で、仲裁機関において知的財産権関連の事件が一般的に普及しているとはいえず、知的財産権を専門にする仲裁機関が少なく、その分布も均一ではないとされる。

2014年から毎年公表されている「中国国際商事仲裁年度報告書(2016)」<sup>29)</sup>では、知的財産権仲裁事件の事件数と増加率については明らかではないとしつつ、貿易仲裁委員会では、2014年の受理件数は涉外事件の事件数の1.77%、2015年は4.1%、北京仲裁委員会の例では、2014年は43件で全事件数の2.11%、2015年は26件で1.56%とされる。これは裁判所の事件数が急増している状況とは異なっている。知財仲裁の事件が伸びていないことについて、上記報告書では、知的財産権の有効性に係る紛争が仲裁適格性に欠けることに関し立法の空白が存在することが主な原因とされている。知的財産権の有効性に係る紛争の仲裁適格性については、中国の法律では明確な規定を欠き、学会では大きな議論になっている。また、仲裁の臨時措置(差止め)の規定に立法が不十分な点も存在しているとされる。これらは、知的財産権紛争の当事者、ことに侵害紛争当事者が仲裁を積極的に選択する動機、あるいは中国における仲裁の信頼に影響を与えているとみられている。

### 2) 国務院、国家知識産権局等の取り組み

中国における知財ADRの利用が低調であることに対しては、政治主導で仲裁や調停の強化の取り組みが進んでいる。共産党および国務院は、「中共中央弁公庁国務院弁公庁紛争多元化の解決メカニズムの矛盾の改善に関する意見」<sup>30)</sup>、「国務院“十三五”国家知識産権保護と運用規

則の通知」<sup>31)</sup>を公表し、業界のニーズをくみ取ること、専門的人民調停組織を創設すること、仲裁制度の改善を実施すること、知的財産権紛争多元化メカニズムの健全な実施を志向すること、積極的な知的財産権の保護の活動体制を建設すること、知的財産権仲裁機関と紛争調停機関の建設を推進すると定めた。

それを受け、2018年3月、国家知識産権局が出した「知的財産権仲裁調停機関の能力構築活動の更なる発展に係る通知」では、毎年、新たに知財仲裁調停機関を能力構築の実施単位として選定して、一定期間の活動と検証を行うものとされている。

能力構築への取組みは多様で、例えば、2017年4月に設立された合肥市仲裁委員会知的財産権仲裁センターは、2018年初めに特許行政調停の仲裁確認事件を取り扱った。これは、知的財産権局の審理した行政調停事件を仲裁により確認して、仲裁決定を通して調停協議に法律的に強制執行力を与える制度の設計をするものである。

また、重慶市ネットビジネス協会は、e-ビジネス企業に使い勝手がよく、迅速で、質の高い知的財産権紛争調停サービスを提供する機関として選ばれた。2018年4月に、重慶市ネットビジネス協会は、重慶市知識産権局から重慶市電子ビジネス知的財産権紛争調停センターの認証を受けた。センターは、重慶市知的財産権法院や仲裁院などと交流し、訴訟から調停、調停から仲裁、行政手続から調停など各手続間での移行コスト削減を実現しようとしている。

## 4. 2 米 国<sup>32)</sup>

### (1) 特許訴訟の減少

2012年から2017年までに31,000件以上が連邦裁判所に提起されているが、2013年をピークに、特許訴訟の提訴件数自体は減少傾向にある<sup>33)</sup>。連邦地裁に提訴された特許事件は、2013年に6,497件であったものが、2017年には4,182件にま

で減少している<sup>34)</sup>。これはAIA法(The Leahy-Smith America Invents Act)の施行、事件数の計算方法の変化なども影響を与えている。提訴要件の厳格化などに伴い特許不実施主体(Non-Practicing Entity:「NPE」)の提訴件数も減少傾向にある<sup>35)</sup>。また、Alice判決<sup>36)</sup>以降ソフトウェアの特許性の判断が厳格となり、当事者系レビュー(Inter Partes Review:「IPR」)で拒絶されたり、地裁でも無効とされる事例が多くなっている。TC Heartlandの最高裁判決<sup>37)</sup>が管轄ルールを変更してから、基本的に会社の本社地での提訴のみが可能となり、それに伴い、東部テキサスから本社地の多いデラウェアへと提訴地を変更する事例が増加している<sup>38)</sup>。

歴史的には、特許侵害訴訟は競合他社と争う武器として用いられてきたが、現在は、50%~70%が競合他社ではない者同士による訴訟とされる。すなわち特許権利者は発明の商業化等を義務付けられていないため、特許を購入した者が金銭目的で特許訴訟を起こすことが可能となっているのである。このような訴訟は、小売、メディアコンテンツ、運輸、テレコミュニケーション、ソフトウェアおよび関連サービス、テクノロジーハードウェア及び装置、財務サービス、家電製品の分野に多い。

他方で、競合他社からの訴訟としては、製薬会社やバイオ技術分野での事件が年間に500件以上提訴されている<sup>39)</sup>。

### (2) 特許紛争におけるADR・仲裁利用

米国でADRが発達した背景には、ディスカバリーほか訴訟に係る費用が非常に高額であることや陪審による判断の予見可能性が低いことなどが要因としてあげられる。そのような意味で、訴訟回避の手段としてADRが発達してきたものと一般的にいわれている。

#### 1) 特許調停の利用

連邦巡回区連邦控訴裁判所(CAFC)<sup>40)</sup>や国

際貿易委員会（ITC）でもADRが利用されているほか、カリフォルニア州中部地区連邦地裁のように義務的利用が規定されている裁判所や、テキサス州東部地区連邦地裁のように特許事件のスケジュールリングオーダーの中にADRを組み込んでいる裁判所など、少なくとも提訴後でも紛争の解決につき当事者間で検討することを求めている連邦地裁が多い。ADRのプログラムについては、連邦地裁ごとに様々であり、具体的には、各連邦地裁のHPで確認することができる。

近時は、積極的に相手方当事者との将来のビジネスの継続を志向した解決方式として調停を活用する動きもある。調停の利用につき事案や業界に応じて事件の類型化も進んでいる<sup>41)</sup>。

## 2) 特許仲裁の利用

前述のとおり、事前に仲裁合意がされていれば、当該紛争は訴訟ではなく仲裁で解決されることとなり、仮に相手方が訴訟を提起しても、仲裁合意が有効と認められ、当該紛争が仲裁合意の範囲となれば、訴えは却下され、仲裁での手続きが行われることとなる。当然ながら仲裁合意の有効性や範囲について最高裁まで争われる可能性はある。米国では、特許の有効性について、仲裁による解決が可能であることが法律で規定されている<sup>42)</sup> こともあり、仲裁による紛争解決は広く行われていると認識されている。仲裁手続が選択されたとしても、その過程で調停が利用されることは十分に想定される。

## 4. 3 欧 州

### (1) 欧州での特許訴訟の動向

#### 1) 欧州の特許訴訟の多様性

欧州は、EUだけでみても本稿執筆現在28か国あり、各国ごとに裁判制度も様々であるから欧州をひとまとめにすることは困難である。ただ特許訴訟事件の動向については、ドイツ、英国、フランス、オランダが中心的な裁判地<sup>43)</sup> で

あることについては一定の共通認識がある。

ドイツは、米国、中国に次いで特許訴訟の提訴数が多い。全国規模での正式な統計は存在しないが、the Global IP Project<sup>44)</sup> によれば平均1年あたり1,300以上の事件が提起されている。各地方裁判所が公表したところでは、2017年にデュッセルドルフ488件、マンハイム215件、ミュンヘン181件とされている。

オランダのハーグ地方裁判所では年平均100件の新受件数とされ、フランスの裁判所もそれに近づきつつあること、英国の特許事件の件数はオランダやフランスなどよりは少ない件数とされている。

目下のところ、欧州内ではデュッセルドルフ地方裁判所が最も特許事件が提訴されている状況にある。

### 2) 統一特許裁判所（Unified Patent Court : 「UPC」）の設立

欧州においては、地域的な統合の一機関として欧州司法裁判所が設置されている<sup>45)</sup>。特許関連のEU指令<sup>46)</sup> が限られていることから、特許事件が「司法裁判所」(The Court of Justice) に係属することは稀であるが、同裁判所に加えて設置されている「一般裁判所」(the General Court) には、欧州知財庁の決定の不服申立がされることから、一般裁判所の中では、知財事件が最も数が多い事件類型（通常、新受事件の3割～4割）となっている。

2013年2月に、EU25加盟国が、従来の欧州特許及び欧州単一特許について管轄権を有する単一裁判所制度を設置する統一特許裁判所に関する国際協定（OJ EPO 5/2013）に調印したことで、統一特許裁判所の設置が見込まれている。本稿執筆時点でもドイツの批准を待つ状況にある<sup>47)</sup>。

### (2) 欧州での仲裁の状況

#### 1) EUレベルでの取組み



欧州では、国内の特許事件について仲裁による解決がされることは活発とはいえないが、欧州では国境を越える紛争となることが多く、国境を越えた紛争については欧州委員会や欧州特許庁、欧州司法裁判所の動向を踏まえる必要がある。

欧州では、2017年11月に欧州委員会が標準必須特許についてのガイダンスを公表し、その中では、仲裁や調停などのADRがより迅速で安価な紛争解決手続を提供するものであるが、現在はその潜在的な利用可能性が十分に活用されていないと指摘している<sup>48)</sup>。ADRの問題点としては、予見可能性に乏しいことと、先例についての透明性がないことを挙げているが、その成功は、適切な手続きと質の高い専門家の確保にあるとしている。

## 2) 統一特許裁判所の調停仲裁センター

統一特許裁判所のプロジェクトでは、統一特許裁判所の調停仲裁センターが、ポルトガルとスロベニアに設置される予定であるところ、その2か国に設置されるのは事務局機能のみで全加盟国での手続実施が可能である。

調停については、統一特許裁判所の手続きの途中で利用されることもあり得る。例えば、主任裁判官が和解を追求する役目となり、審理の途中で調停に回すこともできるし、侵害論の審理の後に調停手続に付されることも十分考えられる。

他方で、仲裁は、裁判手続とは競合関係に立つもので、ユーザーが仲裁を選ぶか、統一特許裁判所の手続きを選ぶかを選択することとなる。

いずれにせよ、調停仲裁センターが成功するかは、統一特許裁判所の成功にかかっているとみられている。調停仲裁センターを介して出された仲裁裁定の取り扱いについては、その執行に、国際仲裁の執行・承認に関するニューヨーク条約が適用されるか否かという点にも議論がある。UPC手続規則を参照すると、仲裁裁定が

判決と同じ効力があるという規定となっており、その場合は不要ともいえるが、他方で、あくまで仲裁裁定としてニューヨーク条約を適用すべきという立場もある。調停仲裁センターの設置を他の仲裁・調停機関がどの様に受け止めるかは様々であろうが、統一特許裁判所に行く前の段階においては、どの紛争解決機関を選択するかについては、企業側に委ねられるべきで、選択肢が増えるという点はメリットと考えることもできる。国際商業会議所(5.3(3)参照)やWIPO仲裁調停センター(5.3(2)参照)等に事件が行くということは考えられる。国際商工会議所等でも欧州単一特許は取り扱うことができる点は注意したい。

## 5. 国境を越える特許紛争における仲裁・調停の動向

### 5.1 外国判決の承認及び執行に向けた取り組み

各国の裁判所の判断は基本的に各国の主権領域内にとどまるものであり、それぞれの国が外国判決の承認執行の判断枠組みを有している。

EU内部では国内的に効力を有する規則を制定し、執行判決を不要とすることで他国の裁判所の判断についても一定の採用が行われることが想定されている。

現在では、2019年6月にハーグ国際私法会議場で議論される外国判決の承認・執行に関する条約で特許権の取り扱いがどうなるかが注目される場所である。

### 5.2 国境に拘束されない紛争解決方式としての仲裁

他方で、仲裁は各当事者の授権による紛争解決の方式であり、その解決範囲が国境に限定されるものではなく、国際取引の場で仲裁による紛争解決がよく用いられている。国際仲裁の現

状として、国際仲裁の承認・執行に関するニューヨーク条約に現在157か国が加入しており、UNCITRALのモデル仲裁規則について72か国が採択している状況にある。各国の仲裁センターがお互いに競合して、そのサービス提供の市場を開拓している。

知財事件については、特許等の登録系の知財権の無効や取消しについては、各国の特許庁や裁判所の判断を要するという点があるが、権利移転・ライセンス契約に関する紛争など仲裁が適すると述べる見解もある。

また、国際調停については、2018年6月25日に行われたUNCITRAL総会では国際調停の執行承認について最終草案<sup>49)</sup>が採択された。あくまでモデル法であり、拘束力がある条約方式ではないが、今後の国際調停の実務に対して影響を与える可能性が高い。

### 5. 3 国際的な仲裁機関

以下では、国際仲裁における主要な仲裁機関の動向について触れたい。全体として特許事件を仲裁によって解決する件数自体はまだ多いとはいえないが、標準特許に係る紛争を中心に仲裁を積極的に活用する動きもみられる。中国が一带一路における紛争解決の重要な機関と捉えている香港の仲裁センターと、他の主要な仲裁センターについて紹介する。

#### (1) 香港国際仲裁センター

(Hong Kong International Arbitration Centre, 以下HKIACとする。)

##### 1) 概況

1985年に創設され、現在4大仲裁地の1つとされる。IP紛争に特化した手続規則は設けられていないが、IP紛争のパネルを設けている<sup>50)</sup>。香港の準則に従い、最近、特許権の有効性と侵害のいずれも仲裁可能(ただし当事者間のみ拘束)であること、また、その決定を香港で執行

できることを明らかにした。

##### 2) 事件統計

2010年～2016年までに係属した知財事件は全部で26件(25件の仲裁と1件の調停)、2017年には知財事件12件であった。そのうち7件が特許関連事件であったとされる。2016年には5件の特許事件が開始している。

##### 3) 一带一路の関連紛争の処理<sup>51)</sup>

建築、プロジェクトファイナンス、投資、商業紛争等の一带一路関係の中国企業と他国企業の事件が相当数係属している。2017年には103件の事件が係属し、中国本土の当事者のものが34.7%であった。HKIACの3分の1の事件が中国本土と一带一路沿岸国の会社との事件であったとされる。

### (2) WIPO仲裁調停センター

(WIPO Arbitration and Mediation Center)

##### 1) 概況

仲裁の申立人の出身国について、米国25%、欧州40%(うち独10%)、その他35%がアジアというのがおおよその内訳である。産業別では30%が医薬系となっている。近年の係属事件の増加は、WIPOのプロモーションによるものと、国内裁判所が調停を進める傾向が出てきているという理由によるものと考えられる。

仲裁の増加が見込まれる類型としては、標準必須特許の仲裁であり、近時間い合わせが多いとされる。

近時FRAND事件のガイドラインを作成し発表した。当ガイドラインは、欧州テレコミュニケーション標準機関(ETSI)や標準必須特許の専門家と共同して作成したものである。同ガイドラインでは、手続的なルールのほか、FRANDにかかる調停合意や仲裁合意のモデルを提示し、FRANDの仲裁におけるスコープの設定の条件などについて提示している。

##### 2) 特許の有効性

仲裁裁判所における特許の有効性判断は当事者間のみ効力が及ぶにとどまり、主な争点とはなっていない。特許の有効性が仲裁可能か否かについて各国法制において様々な議論があるところである。ベルギー、スイス及び米国では法律で明示的に特許事件について仲裁可能であると規定がされ、南アフリカでは特許事件の仲裁は禁止されている。ただ、法律的に仲裁可能であることが明示されている国は多くない。

### 3) 調停手続の活用

仲裁だけではなく、調停の利用も増えている。調停手続になったうち70%は和解として終了しており、紛争の解決手続として有効な手段となっている。仲裁人の判断に最終的に拘束されてしまうというメリットとリスクに照らし、当事者が話し合いで決することができる調停が好まれる傾向にある。

## (3) 国際商業会議所

(the International Chamber of Commerce, 以下ICCとする。)

### 1) 概況

国際商業会議所の国際仲裁裁判所は、1923年に創設された仲裁機関である。ICCは、それ自身が仲裁を行うのではなく、仲裁廷による仲裁手続の管理を行っている（ICC規則1条2項）。ICC裁判所は、所長、副所長、及び各国代表からなっており、①仲裁人の承認・任命等、②仲裁人に対する忌避申立の審理、③仲裁管轄の存否に関する蓋然的な判断、④仲裁判断の審査、⑤仲裁手続の進行のモニタリング、⑥仲裁費用の管理、⑦緊急仲裁人制度の運用などを行っている。

ICC裁判所には、その活動を補佐するための事務局が設置されており、事務総長の下でICC裁判所の決定の準備、個別事件のモニタリング等を行っている。事務局本部はパリにあるが、香港、NY、サンパウロ、シンガポールに事務

所が開設されており、今後、アブダビにも設置される予定である。

### 2) 事件統計<sup>52)</sup>

2017年は512件の仲裁裁定、1,488人の仲裁人選任、当事者は142か国からなっていた。新受件数は810件（2016年は966件）。当事者の国籍としては、米国194件、ドイツ128件、フランス124件の順となっている。日本は申立人側10件、相手側19件で合計29件である。仲裁人の国籍は英国、フランス、スイス、米国、ドイツの順となっている。仲裁地としては、パリ、ロンドン、ジュネーブ、シンガポール、チューリッヒの順であり、日本でも4件が実施された。

### 3) 特徴

ICC裁判所による仲裁を利用する場合は、原則的にICC裁判所規則に服することになる<sup>53)</sup>。ICC仲裁の優位性としては、事務局による緻密な手続管理、ICC裁判所による仲裁裁判の審査、手続管理がされ（ICC規則24条）、また、ICC裁判所により仲裁判断草案の審査（Scrutiny）が行われ（ICC規則34条）、仲裁裁定の質が確保されている点にある。

仲裁費用<sup>54)</sup>については、①仲裁廷の費用（仲裁人報酬、仲裁人の通信費、交通費等の費用）、②仲裁機関の費用（ICC管理料金）、③当事者の費用（代理人弁護士報酬・費用、専門家・証人等の費用、通訳・翻訳費用、交通費等）からなる。仲裁費用の負担割合は、仲裁裁判所がその割合を定めるが、実務上は仲裁人が属する本国の手続準則の影響を受けているとの指摘がある。基本的に、仲裁費用は予納が前提である。

### 4) 知財事件に関する紛争処理<sup>55)</sup>

近時、知財ロードマップを策定し、知財紛争の枠組みを研究したり、各国の知財裁判の比較検討を行ったりするなど、知財分野にも力を入れている。

知財関係の仲裁は、2012年46件（5.1%）から2016年59件（5.2%）（全体の事件数は966件

が新受, 1,592件が係属, 497件が仲裁裁定の発出件数)へと実数が増加しているが, およそ5%の値で推移している。これらは知財権を主要争点とする事件の数値であり, 争点として含まれているものの件数は更に多い。2016年の内訳としては, 商標, 特許のライセンスが40件程度, ノウハウ14件, その他が5件となっている。仲裁地は, フランス, スイス, アメリカが多く, アジアではシンガポールが多い。日本の会社は, 20~30社程度が仲裁案件に関与しているが, 知財事件に特定した統計はとられていない。

2016年には, ノキアとサムスンの間の特許ライセンス契約の期間延長の対価に係る紛争に関し仲裁決定を行った。

#### (4) アメリカ仲裁協会

(The American Arbitration Association's ICDR (International Centre for Dispute Resolution), 以下AAAとする。)<sup>56)</sup>

##### 1) 概況

AAAは, 1926年にNPOとして設立された米国最大の訴訟外紛争解決機関であり, その国際仲裁案件を, 1996年に設立した紛争解決国際センター(ICDR)に集中させている。ICDRの案件管理センターは, ニューヨークに所在し, カナダ, マイアミ, ヒューストン, シンガポール, メキシコシティにも設置されている。

##### 2) 事件統計

年次報告書<sup>57)</sup>によれば, 国際部門では1,026件である。

##### 3) 特徴

日本企業が最もよく利用する仲裁機関の1つである。ICCと異なり仲裁人の忌避申立等に対して別の機関を設けていない。

緊急保護措置や緊急仲裁人の制度は, ICDRが2006年に最初に導入した。ICCなどの他の機関は, それに続いて制度を構築したものである。緊急保護措置については, 申立てから一営業日

以内に緊急仲裁人が指名され(ICDR規則6条2項), 指名された緊急仲裁人は2営業日以内に緊急保護申立について審理するスケジュールを作成しなければならない(ICDR規則6条3項)。

仲裁と調停の複合的利用もモデルとして構築されており, 仲裁を開始した後で, 調停規則に基づいた調停を行うという手続きも用意されている。

#### (5) ロンドン国際仲裁センター

(The London Court of International Arbitration, 以下LCIAとする。)

##### 1) 概況

LCIAは1883年に, ロンドンに検討委員会が設置されたことから始まっており, 2018年度は125周年のイベント等が実施されている。1986年にはNPOとして組織再編がされている。仲裁裁判所と事務局から構成されており, ロンドン以外に, インド, ドバイ, モーリシャスに国際事務所が設置されている。

##### 2) 事件統計

年次報告書によれば, 2017年に285件仲裁の申立てがされ, そのうち233件がLCIAの仲裁ルールに基づいたものであった。新たに申立てられた事件の80%以上が英国外であり, 米国からの増加が多い<sup>58)</sup>。日本企業の提訴事件及び, 日本を仲裁地とする事件の数は, 報告書からは明らかではない。

#### (6) シンガポール国際仲裁センター

(Singapore International Arbitration Centre, 以下SIACとする。)

##### 1) 概況

SIACは, 1991年に設立された非営利団体である。インド, ソウル, 上海に事務所がある。

##### 2) 事件統計

2017年の新受件数は421件であった。そのうちインド176件, 中国77件, スイス72件, 米国

70件の順で関与数が多い。日本企業の関与は27件で増加傾向にある。審理期間の中央値は11.7か月とされている。

### 3) 特徴

SIACは、仲裁のみを扱っており、調停については、シンガポール国際調停センター<sup>59)</sup>が別機関として設立されており、連携がとられている。仲裁が申し立てられた後、期間(8週間)を区切って調停に付し、調停不成立の場合には仲裁に戻るというスキームも構築されている<sup>60)</sup>。知財事件の仲裁人の名簿も整備している<sup>61)</sup>。仲裁判断の事務局による審査制度も存在する。簡易仲裁判断が、中国の中級人民法院で執行拒絶された事例も存在する<sup>62)</sup>。

## 6. おわりに

以上のとおり、中国のように訴訟の激増に対応するためにADRの利用が急務となり官主導で取組みが行われている国もあれば、米国のように訴訟を避けるためにADRが主として民主導で発展した国もあり、また、多様な法制度が発展する中、EU主導で統一的な紛争解決方式を目指す欧州もある。国際機関では調停による解決の認知度を上げるためのセミナー等が活発化している状況もみられる。

日本では、これまでに何度か国内仲裁・国際仲裁の利用を活性化させる波が来ているところ、現在も法務省や特許庁を中心に紛争解決方式として仲裁や調停の利用を促進する動きが活発化している。日本の特許訴訟それ自体は、件数も多くはなく、質や速さの点でも特許訴訟の先進的な国と比較してもそんな色がない状況で、仲裁や調停などのADRの発展が促進される背景はあまりない。もちろん、ユーザーである企業の視点からは、紛争解決方式の多様化をすすめるもので積極的にとらえられるべきものであるが、選択肢が増えたことに伴って、企業の事前の紛争解決方式の巧拙によって紛争解決全体

のコストや結果が大きく左右されることにもなり得る。

そして、日本での仲裁等の発展はこれまで民主導では現実化していない状況からすると、やはり官主導の仲裁等の活性化がどれほど結実するかにかかっていると思われる。現在の隆盛の原因が、紛争の国際化にあるとすれば、国際化の文脈で日本の紛争解決制度が置かれている状況を冷静に客観的に見極める必要がある。欧州では主権国家同士が、米国では50の州相互で、日々紛争解決制度や司法制度の根本的な価値観を揺さぶるような競争にさらされている中で、日本は日常的にそのような競争にさらされることはない。韓国やシンガポールのように国内の司法マーケットが大きい国とも、中国のように特殊な市場構造を有する国とも、日本は異なる。日本の国内司法マーケットは適度に大きく、国内での業務だけでも十分に忙しい。このような日本が、国際化によって、どの程度多様な紛争解決の利用が進むかについては、予断を許さない。日本企業は日本の紛争解決制度が置かれた状況やその中で議論の国際的な文脈における位置づけをきちんと見極めたうえで、自社に最も有利な紛争解決を選択することが求められているといえる。

### 注 記

- 1) THE WORLD BANK Data, Patent applications, residents <https://data.worldbank.org/indicator/IP.PAT.RESD?end=2016&start=1996&type=points&view=chart>  
Patent applications, nonresidents <https://data.worldbank.org/indicator/IP.PAT.NRES?end=2016&start=1996&type=points&view=chart>
- 2) WIPO (2018). World Intellectual Property Indicators 2018. Geneva : World Intellectual Property Organization.
- 3) 最高人民法院知識産権審判庭編「中国法院知識

- 産権司法保護状況 (2018)】
- 4) [https://www.uscourts.gov/sites/default/files/data\\_tables/jb\\_c2a\\_0930.2017.pdf](https://www.uscourts.gov/sites/default/files/data_tables/jb_c2a_0930.2017.pdf)
  - 5) [https://www.uscourts.gov/sites/default/files/data\\_tables/jb\\_c4\\_0930.2017.pdf](https://www.uscourts.gov/sites/default/files/data_tables/jb_c4_0930.2017.pdf)
  - 6) 伊藤真「民事訴訟法 (第5版)」p.3～
  - 7) 兼子一・竹下守夫「裁判法 (新版)」p.4
  - 8) 河野正憲「民事紛争解決システムの全体構造への一視角」実務民訴 (第3期) p.95
  - 9) 小山昇「仲裁法」(新版) p.2
  - 10) 前掲注6) p.5
  - 11) 調停調書には当然に執行力が認められる。仲裁決定に直ちに執行力が与えられていない理由として、国家機関ではない仲裁人の判断には、当然には債務名義としての効力を認め得ないという考え方があるとされる (前掲注9) p.223)。
  - 12) Mark Appel, [The Dispute Resolution Continuum] NEGOTIATION, MEDIATION and ARBITRATION : COMPARISONS and SYNERGIES, Intellectual Property Mediation Conference, p.3
  - 13) 米国連邦地裁で特許訴訟の審理が最も早いとされる東部ヴァージニア連邦地裁では、提訴からトライアルまで中位値が1年とされる。  
<https://www.pwc.com/us/en/forensic-services/publications/assets/2018-pwc-patent-litigation-study.pdf>
  - 14) [https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract\\_id=3320111](https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=3320111)のサイトから、登録なしでもダウンロードが可能である。各州の裁判所の調停規則などもまとめられており有益である。
  - 15) Dan Fenno Henderson, “The Role of Lawyers in Japan”, Harald Baum, [Japan : Economic Success and Legal System], Walter de Gruyter 1997, p.48では、日本で紛争が起こっても訴訟による解決が好まれない理由として、①代替的な解決手段の存在、②訴訟に政府が関与することの反感や伝統的に訴訟を好まないイデオロギーの存在、③裁判が時間、費用の面で非効率、④法律家の不足、⑤調和を好む国民性、をあげ番号順に理由としては重要だと述べる。③および④については、ロースクールの設立により法律家の数が増えていることや「裁判の迅速化に関する法律」(平成15年法律第107号)が制定され、制度面での手当がされ、当時と状況がだいぶ変わっている。
  - 16) ICC仲裁裁判所で解決するという仲裁合意がある事件で、日本で提訴された裁判につき防訴抗弁により訴えを却下した事例 (東京地裁平成25年8月23日・判例タイムズ第1417号, p.243)
  - 17) 仲裁合意の準拠法について契約当事者の黙示の合意を認定した上で、これに基づき仲裁の効力及び適用範囲等について判断し、日本での訴訟の訴えを却下した事例 (東京地裁平成26年10月17日・判例タイムズ第1413号, p.271)
  - 18) 日本で行われた訴訟に対して仲裁合意に基づく妨訴抗弁が出されたことにつき権利濫用となるかが争われ、その準拠法が問題となった事例 (東京地裁平成23年3月10日・判例タイムズ第1358号, p.236)
  - 19) 仲裁人に対しては公正さが疑われた場合に忌避申立をすることができる。実際に仲裁人が「自己の公正性又は独立性に疑いを生じさせるおそれのある事項」につき「開示」(仲裁法18条4項)が行われたか否かが争われた事例として最高裁平成29年12月12日判決がある。
  - 20) 判決手続と仲裁手続が併存しているときに、コモンローの国で、どのように訴訟差止命令を求めるか、それを裁判所に求めるか仲裁廷のいずれに求めるかが問題となる。コモンローの法系である米国や英国では、外国法廷地や仲裁法廷以外の法廷地での訴訟を禁止するためのAnti-Suit Injunction (訴訟差止命令)を裁判所に求めることができるとされており、その訴訟差止命令が仲裁手続との関係で問題となる。例えば、米国の裁判所仲裁合意がある場合に他国での訴訟を差し止めるための命令が認められるかである。近時の動向を分析し、今後のこのようなタイプの紛争が増加することを予想する論考もある (S. I. Strong “Anti-Suit Injunctions in Judicial and Arbitral Procedures in the United States” (4 JUL 2018))。
  - 21) 日本の裁判所でも取消事由が争われた事例も少なくない。例えば、上記最高裁平成29年12月12日等を参照できる。
  - 22) 仲裁裁定の執行に対してどのような対抗手段があるか。中国でされた仲裁判断についてニューヨーク条約及び日中貿易協定に基づく日本での執行判決請求が認容された事例がいくつか存する (仲裁法制定前) (岡山地裁平成5年7月14日・判例タイムズ第882号, p.294, 東京地裁平成5

- 年7月20日・判例タイムズ第859号, p.255, 横浜地裁平成11年8月25日・判例タイムズ第1053号, p.266)。
- 23) ロシア連邦商工会議所附属国際商事仲裁裁判所で行われた仲裁裁定につき、東京地裁で執行決定が許可された後、強制執行しようとした会社に対して、更にその強制執行の不許を求めて請求異議訴訟が起こされた事例として東京地裁平成28年7月13日があるが、本事例では請求異議は棄却されている。(判例タイムズ第1437号, p.200)
- 24) 判例タイムズ第1320号, p.26, ジュリスト第1376号, p.345
- 25) Patent Litigation in China : Protecting Rights or the Local Economy? Brian J. Love他p.13, chart1
- 26) 前掲注25) p.23
- 27) 「知識産権裁判分野の改革イノベーションの若干問題に関する意見 (关于加强知识产权审判领域改革创新若干问题的意见)」  
[http://www.gov.cn/zhengce/2018-02/27/content\\_5269267.htm](http://www.gov.cn/zhengce/2018-02/27/content_5269267.htm)
- 28) [http://en.naipo.com/Portals/0/web\\_en/Knowledge\\_Center/Feature/IPNE\\_170526\\_0703.htm](http://en.naipo.com/Portals/0/web_en/Knowledge_Center/Feature/IPNE_170526_0703.htm)
- 29) 最新版は、「中国国際商事仲裁年度報告 (2017)」で、初めて英語版も公表された。
- 30) 「中共中央弁公庁国務院弁公庁紛争多元化の解決メカニズムの矛盾の改善に関する意見 (中共中央办公厅国务院办公厅关于完善矛盾纠纷多元化解机制的意见) (中办发〔2015〕60号)」
- 31) 国務院“十三五”国家知識産権保護と運用規則の通知 (国務院关于印发“十三五”国家知识产权保护 and 运用规划的通知) (国发〔2016〕86号)
- 32) アメリカの知財訴訟の現状につき、特許訴訟以外では、商標に関する訴訟が、2009年1月～2016年3月に28,000件が提訴されている。全体的な件数は一定していて、主な原告はファッションや宝飾品のブランドの会社である。また、著作権に関する訴訟について、2011年1月～2016年9月に15,000件が連邦裁判所に提訴されている。原告の業態は、ファッション、衣類、音楽、出版、ソフトウェア関係であり、被告は、小売、音楽、出版関係である。企業秘密の流用・不正使用にかかる事案としては、1994～2012年の間、平均147件の訴訟が連邦裁判所に提訴されていたところ、連邦営業秘密保護法 (Federal Defend Trade Secrets Act (DTSA)) が2016年5月11日に施行されてからはDTSAを理由とする訴訟が少なくとも530件提起された。企業秘密の訴訟は、連邦裁判所だけではなく州裁判所でも取り扱われ、刑事事件になる事例もあることから全体を統計的に把握するのは困難であるが、原告は、被告の競合会社または前雇用者、他方、被告は、前被用者または前被用者の新しい雇用主となっている。ただ、原告の顧客、供給者、コンサルタント、ビジネスパートナーが被告となることも少なくない。企業秘密侵害の事例は、特定市場セクターに限らず横断的に問題となっている。
- 33) 前掲注13)
- 34) U.S. District Courts—Copyright, Patent, and Trademark Cases Filed  
[http://www.uscourts.gov/sites/default/files/data\\_tables/jff\\_4.7\\_0930.2017.pdf](http://www.uscourts.gov/sites/default/files/data_tables/jff_4.7_0930.2017.pdf)
- 35) The Patent litigation landscape : Recent research and Developments ;  
[https://obamawhitehouse.archives.gov/sites/default/files/page/files/201603\\_patent\\_litigation\\_issue\\_brief\\_cea.pdf](https://obamawhitehouse.archives.gov/sites/default/files/page/files/201603_patent_litigation_issue_brief_cea.pdf)
- 36) AliceCorp .v.CLS Bank International, 573 U.S. 208, 134 S. Ct. 2347 (2014)
- 37) TC Heartland LLC v. Kraft Food Group Brands LLC, 581 U.S. (2017)
- 38) SHOOK HARDY& BACON, Recent Changes to the Patent Litigation Landscape and Predictions for the Future  
[http://web1.amchouston.com/flexshare/003/ACCH/WebsiteInfo/2018/June\\_ACC\\_Presentation.pdf](http://web1.amchouston.com/flexshare/003/ACCH/WebsiteInfo/2018/June_ACC_Presentation.pdf)
- 39) Willis Towers Watson, Intellectual Property Litigation Risk Report, p.9
- 40) 2005年10月に行政指令によりプログラムが創設され、2013年12月には連邦控訴規則により確認された。
- 41) Patent Mediation Guide, KATHI VIDAL他, FJC Jan.2019
- 42) 35 U.S.C. § 294
- 43) 法務省大臣官房司法法制部が、特許訴訟の各国調査 (ドイツ, 米国, 英国, フランス, オランダ) を行った結果が公表されている。欧州各国では

- 訴訟件数などの統計がとられていないことも示されている。  
[http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10\\_00064.html](http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10_00064.html)
- 44) 特許訴訟の勝利率データと他のグローバル指標の開発を目的とするプロジェクト  
<http://globalpatentmetrics.com/>
- 45) 欧州連合の機能に関する条約 (Treaty on the Functioning of European Union)  
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex%3A12012E%2FTXT>
- 46) 「バイオテクノロジー発明の法的保護に関する1998年7月6日の欧州議会及び理事会指令」(98/44/EC), 「知的財産権のエンフォースメントに関する欧州議会及び欧州理事会指令」(2004/48/EC)
- 47) Unified Patent Court  
<https://www.unified-patent-court.org/>
- 48) Communication from the Commission to the Institutions on Setting out the EU approach to Standard Essential Patents  
<https://ec.europa.eu/docsroom/documents/26583>
- 49) Convention on the Enforcement of Mediation Settlements and the corresponding Model Law 最終草案について  
[http://www.uncitral.org/uncitral/en/commission/working\\_groups/2Arbitration.html](http://www.uncitral.org/uncitral/en/commission/working_groups/2Arbitration.html)
- 50) 知財紛争について  
<http://hkiac.org/arbitration/arbitrators/panel-arbitrators-intellectual-property>  
ドメイン紛争について  
<http://hkiac.org/ip-and-domain-name/arbitrating-ip-disputes/why-arbitrate-ip-disputes>
- 51) HKIACの一带一路の取組みについて  
<http://hkiac.org/belt-and-road>
- 52) ICCの事件統計について  
<https://cdn.iccwbo.org/content/uploads/sites/3/2018/07/2017-icc-dispute-resolution-statistics.pdf>
- 53) ICCの規則について  
<https://cdn.iccwbo.org/content/uploads/sites/3/2017/01/ICC-2017-Arbitration-and-2014-Mediation-Rules-english-version.pdf.pdf>
- 54) ICCの仲裁費用について  
<https://iccwbo.org/dispute-resolution-services/arbitration/costs-and-payments/>
- 55) ICCの紛争処理について  
<https://iccwbo.org/global-issues-trends/innovation-ip/intellectual-property/>
- 56) ICDRについて  
[https://www.icdr.org/about\\_icdr](https://www.icdr.org/about_icdr)
- 57) AAA年次報告書について  
[https://www.adr.org/sites/default/files/document\\_repository/AAA\\_AnnualReport\\_Financials\\_2018.pdf](https://www.adr.org/sites/default/files/document_repository/AAA_AnnualReport_Financials_2018.pdf)
- 58) Facts and Figures-2017 Casework Report  
<http://www.lcia.org/LCIA/reports.aspx>
- 59) シンガポール国際調停センターについて  
<http://simc.com.sg/>
- 60) 調停—仲裁—調停モデル条項 (SIAC-SIMC Arb-Med-Arb Model Clause) について  
<http://siac.org.sg/model-clauses/the-singapore-arb-med-arb-clause>
- 61) 仲裁人の名簿について  
<http://www.siac.org.sg/our-arbitrators/siac-panel>
- 62) 上海市第一中级人民法院の事件(事件番号(2016)沪01协外认1号民事裁定书)について, 日本語で紹介したもの  
<https://innoventier.com/archives/2017/11/4484>  
(URL参照日は全て2019年4月30日)

(原稿受領日 2019年5月13日)